

令和6年長浜市議会定例会

令和6年9月定例会月議会

議案書・諮問

- 3 令和6年度長浜市一般会計補正予算（第3号）
- 18 令和6年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 26 令和6年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 34 令和5年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 35 令和5年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 36 令和5年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 37 令和5年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 38 令和5年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 39 令和5年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 40 令和5年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 41 令和5年度長浜市病院事業会計決算の認定について
- 42 令和5年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 43 長浜市施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 107 長浜市手数料条例の一部改正について
- 108 長浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 109 工事請負契約について
- 110 財産の取得について
- 111 市道の路線の廃止及び認定について
- 113 上草野財産区管理会の委員の選任について
- 114 上草野財産区管理会の委員の選任について
- 115 上草野財産区管理会の委員の選任について
- 116 上草野財産区管理会の委員の選任について
- 117 上草野財産区管理会の委員の選任について
- 118 上草野財産区管理会の委員の選任について
- 119 上草野財産区管理会の委員の選任について
- 121 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 122 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 123 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 124 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 125 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 126 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 127 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 128 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 129 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 130 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 131 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 132 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和6年度長浜市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度長浜市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ550,248千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,277,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		226,652	2,502	229,154
	1 分担金	19,792	2,502	22,294
14 国庫支出金		7,446,882	54,138	7,501,020
	1 国庫負担金	5,821,872	1,200	5,823,072
	2 国庫補助金	1,598,472	52,938	1,651,410
15 県支出金		4,174,020	68,110	4,242,130
	1 県負担金	2,187,098	600	2,187,698
	2 県補助金	1,659,541	67,510	1,727,051
18 繰入金		5,138,992	101,145	5,240,137
	1 基金繰入金	5,080,687	101,145	5,181,832
19 繰越金		50,000	240,753	290,753
	1 繰越金	50,000	240,753	290,753
20 諸収入		1,587,807	24,000	1,611,807
	5 雑入	1,505,258	24,000	1,529,258
21 市債		3,660,500	59,600	3,720,100
	1 市債	3,660,500	59,600	3,720,100
歳入	合計	58,726,839	550,248	59,277,087

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,640,950	202,000	6,842,950
	1 総務管理費	5,654,198	202,000	5,856,198
3 民生費		21,672,696	25,592	21,698,288
	1 社会福祉費	11,362,764	25,592	11,388,356
6 農林水産業費		2,241,198	44,010	2,285,208
	1 農業費	2,077,532	44,010	2,121,542
8 土木費		5,681,264	31,558	5,712,822
	2 道路橋梁費	1,671,472	31,000	1,702,472
	4 都市計画費	3,000,253	558	3,000,811
9 消防費		3,668,997	48,514	3,717,511
	1 消防費	3,668,997	48,514	3,717,511
10 教育費		7,495,528	198,574	7,694,102
	1 教育総務費	1,414,251	87	1,414,338
	3 中学校費	1,510,657	14,800	1,525,457
	5 社会教育費	872,179	15,804	887,983
	6 保健体育費	1,495,314	167,883	1,663,197
歳 出	合 計	58,726,839	550,248	59,277,087

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	都市計画総務事務経費	1,701
10 教育費	5 社会教育費	市民文化ホール管理運営事業費	3,000

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
こども若者次世代住宅新築補助金	令和6年度から 令和7年度まで	42,500千円

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
こども若者住宅新築支援事業補助金	令和6年度から 令和7年度まで	52,500千円	補正前 と同じ	40,000千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	302,400	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金及び滋 賀県市町振興資 金貸付金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。た だし、市財政の 都合により、据 置期間及び償還 期限を短縮し、 又は、繰上償還 若しくは、低利 に借換えするこ とができる。	315,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
消防施設整備事業	1,356,100				1,403,100			

令和6年度長浜市一般会計
補正予算（第3号）説明書

歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

目	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費分担金	19,792	2,502	22,294
計	19,792	2,502	22,294

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫負担金	5,725,033	1,200	5,726,233
計	5,821,872	1,200	5,823,072

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費国庫補助金	81,682	15,748	97,430
3 民生費国庫補助金	478,324	23,190	501,514
8 土木費国庫補助金	596,976	14,000	610,976
計	1,598,472	52,938	1,651,410

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費県負担金	2,185,815	600	2,186,415
計	2,187,098	600	2,187,698

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費県補助金	530,159	7,510	537,669
10 教育費県補助金	83,236	60,000	143,236
計	1,659,541	67,510	1,727,051

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
13 デジタル化推進基金繰入金	319,870	15,748	335,618
14 公共施設等総合管理基金繰入金	660,882	85,397	746,279
計	5,080,687	101,145	5,181,832

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 農業費分担金	2,502	湖北地区基幹水利施設管理事業費分担金	2,502

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	1,200	介護給付費負担金	1,200

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	15,748	デジタル田園都市国家構想交付金	15,748
2 老人福祉費補助金	23,190	地域介護・福祉空間整備等交付金	23,190
2 道路橋梁費補助金	14,000	社会資本整備総合交付金	14,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	600	介護給付費負担金	600

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 農地費補助金	7,510	湖北地区基幹水利施設管理事業費補助金	7,510
3 保健体育費補助金	60,000	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ市町競技施設整備費補助金	60,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 デジタル化推進基金繰入金	15,748		
1 公共施設等総合管理基金繰入金	85,397		

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	50,000	240,753	290,753
計	50,000	240,753	290,753

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	1,505,235	24,000	1,529,235
計	1,505,258	24,000	1,529,258

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
8 土木債	611,600	12,600	624,200
9 消防債	1,356,100	47,000	1,403,100
計	3,660,500	59,600	3,720,100

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	240,753		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 教育費雑入	24,000	スポーツ振興くじ助成金	24,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 道路橋梁整備事業債	12,600	地方道路整備事業債	12,600
1 消防施設整備事業債	47,000	消防庁舎整備事業債	47,000

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
15 諸費	70,542	202,000	272,542				202,000
計	5,654,198	202,000	5,856,198				202,000

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
4 老人福祉費	2,127,995	25,592	2,153,587	24,990			602
計	11,362,764	25,592	11,388,356	24,990			602

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 農業委員会費	20,196	31,496	51,692	15,748		15,748	
5 農地費	1,400,261	12,514	1,412,775	7,510		2,502	2,502
計	2,077,532	44,010	2,121,542	23,258		18,250	2,502

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
4 道路新設改良費	608,807	31,000	639,807	14,000	12,600		4,400
計	1,671,472	31,000	1,702,472	14,000	12,600		4,400

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	2,505,835	558	2,506,393				558
計	3,000,253	558	3,000,811				558

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	202,000	<input type="checkbox"/> 市税等還付金	202,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	23,190	<input type="checkbox"/> 地域介護・福祉空間整備事業費	23,190
		地域介護・福祉空間整備事業補助金	23,190
27 繰出金	2,402	<input type="checkbox"/> 介護保険特別会計繰出金	2,402

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	30,862	<input type="checkbox"/> 農業委員会運営事務経費	31,496
13 使用料及び賃 借料	634	情報システム委託料	30,862
		使用料及び賃借料	634
10 需用費	12,514	<input type="checkbox"/> 農業用施設等維持管理事業費	12,514
		光熱水費	12,514

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	31,000	<input type="checkbox"/> 補助道路整備事業費	31,000
		整備事業費	31,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	558	<input type="checkbox"/> 都市計画総務事務経費	558
		都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画策定業務委託料	558

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 常備消防費	3,066,157	48,514	3,114,671		47,000	1,514	
計	3,668,997	48,514	3,717,511		47,000	1,514	

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 教育振興費	374,769	87	374,856				87
計	1,414,251	87	1,414,338				87

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 中学校管理費	1,392,604	14,800	1,407,404				14,800
計	1,510,657	14,800	1,525,457				14,800

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 生涯学習費	179,501	3,000	182,501				3,000
6 文化施設費	240,418	12,804	253,222				12,804
計	872,179	15,804	887,983				15,804

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 体育施設費	212,233	167,883	380,116	60,000		107,883	
計	1,495,314	167,883	1,663,197	60,000		107,883	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	48,514	□湖北地域消防組合負担金	48,514

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報償費	52	□教育指導事務経費	87
10 需用費	35	報償費	52
		消耗品費	35

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	14,800	□中学校校舎等維持管理経費	14,800
		整備事業費	14,800

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	3,000	□市民文化ホール管理運営事業費	3,000
		修繕料	3,000
12 委託料	12,804	□文化施設整備事業費	12,804
		整備事業費	12,804

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	167,883	□スポーツ施設整備事業費	167,883
		整備事業費	167,883

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支 出 (見 込) 額		令和6年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
こども若者住宅新築支援事業補助金	40,000			令和6年度から 令和7年度まで	40,000				40,000
こども若者次世代住宅新築補助金	42,500			令和6年度から 令和7年度まで	42,500				42,500

令和6年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,008,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	15,101	15,102
	1 繰越金	1	15,101	15,102
12 諸収入		17,820	73,440	91,260
	5 雑入	3,506	73,440	76,946
歳入合計		10,920,286	88,541	11,008,827

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		58,290	88,541	146,831
	2 償還金及び還付加算金	10,045	88,541	98,586
歳出	合計	10,920,286	88,541	11,008,827

令和6年度長浜市国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）説明書

歳入

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	15,101	15,102
計	1	15,101	15,102

(款) 12 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	26	73,440	73,466
計	3,506	73,440	76,946

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	15,101	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 国民健康保険事業費雑入	73,440	国民健康保険保険給付費等交付金剰余金返還金 73,440

歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
5 償還金	2	88,541	88,543			73,440	15,101
計	10,045	88,541	98,586			73,440	15,101

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22 償還金、利子 及び割引料	88,541	<input type="checkbox"/> 償還金	88,541

令和6年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ368,383千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,449,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		3,172,013	△556	3,171,457
	1 支払基金交付金	3,172,013	△556	3,171,457
8 繰入金		1,867,842	2,402	1,870,244
	1 他会計繰入金	1,771,753	2,402	1,774,155
9 繰越金		1,000	366,537	367,537
	1 繰越金	1,000	366,537	367,537
歳入	合計	12,081,000	368,383	12,449,383

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		67,344	368,383	435,727
	1 基金費	5,709	153,048	158,757
	3 償還金及び還付加算金	3,030	215,335	218,365
歳出	合計	12,081,000	368,383	12,449,383

令和6年度長浜市介護保険特別会計

補正予算（第1号）説明書

歳入

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費交付金	3,074,078	3,155	3,077,233
2 地域支援事業支援交付金	97,935	△3,711	94,224
計	3,172,013	△556	3,171,457

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	1,771,753	2,402	1,774,155
計	1,771,753	2,402	1,774,155

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1,000	366,537	367,537
計	1,000	366,537	367,537

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 過年度分	3,155	
1 現年度分	△3,711	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 低所得者保険料軽減繰入金	2,402	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	366,537	

歳出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 基金費	5,709	153,048	158,757			1,846	151,202
計	5,709	153,048	158,757			1,846	151,202

(款) 6 諸支出金

(項) 3 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 償還金	0	215,335	215,335				215,335
計	3,030	215,335	218,365				215,335

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	153,048	<input type="checkbox"/> 介護保険財政調整基金積立金	153,048

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	215,335	<input type="checkbox"/> 過年度分精算返還金	215,335

令和5年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和5年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和5年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和5年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和5年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和5年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和5年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和5年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和5年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和5年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和5年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和5年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和5年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和5年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和5年度長浜市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和5年度長浜市病院事業会計決算の認定について、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和5年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和5年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

議案第115号

長浜市施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
長浜市施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(健康パークあざい条例の一部改正)

第1条 健康パークあざい条例（平成18年長浜市条例第89号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

700円
400円
800円
500円
3,000円

」

を

「

1,100円
600円
1,200円
800円
4,500円

」

に改める。

(長浜市地域総合センター条例の一部改正)

第2条 長浜市地域総合センター条例（平成18年長浜市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表の1長浜地域総合センター使用料の表中「200円」を「400円」に、「510円」を「1,020円」に改める。

別表の2虎姫コミュニティセンター使用料の表中「200円」を「400円」に改める。

別表の3木之本総合センター使用料の表中

「

200円

」

を

「

400円
300円
400円
400円
400円

に改める。

(長浜市福祉ステーション条例の一部改正)

第3条 長浜市福祉ステーション条例(平成18年長浜市条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第8条関係)

施設名	区分	単位	使用料
長浜東部高齢者福祉センター	教養娯楽室	1時間	450円
長浜西部高齢者福祉センター	さわやかルーム	1時間	300円
	ふれあいルーム		150円
長浜北部高齢者福祉センター	教養娯楽室	1時間	450円
湖北高齢者福祉センター	集会室	1時間	300円
	娯楽室		150円
	ふれあい交流室		450円
	和室		150円
	会議室		150円
	ゲートボール場(1面)		300円
湖北デイサービスセンター	多機能室	1時間	450円
	機能回復室		450円
	研修室		150円
高月高齢者福祉センター	会議室	1時間	300円
	団体共用準備室		300円
	多目的大集会室		610円
	調理実習室		610円
	教養娯楽室		300円
木之本高齢者福祉センター	会議室	1時間	150円
	研修室		150円
	調理実習室		300円
	介護実習室		450円
	多目的ホール		610円
余呉高齢者福祉センター	サークル室1	1時間	300円
	サークル室2		150円
	活動室		150円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間が1時間未満の場合又は使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合はこれらを1時間に切り上げるものとする。
- 2 第4条に規定する開館時間以外の時間に使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額を加算する。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市勤労者福祉施設条例の一部改正)

第4条 長浜市勤労者福祉施設条例(平成18年長浜市条例第128号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1長浜市勤労青少年ホーム使用料の表中

「

410円
200円
100円
200円
410円
200円
200円
200円
200円

」

を

「

500円
300円
200円
200円
500円
200円
200円
200円
400円

」

に改める。

(長浜鉄道スクエア条例の一部改正)

第5条 長浜鉄道スクエア条例(平成18年長浜市条例第131号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

300円
150円
240円
120円

を
「

600円
300円
480円
240円

に改める。

(長浜市生活文化交流施設条例の一部改正)

第6条 長浜市生活文化交流施設条例(平成18年長浜市条例第137号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第8条関係)

施設名	区分	単位	使用料
養蚕の館	多目的ホール	1時間	700円
	研修室		400円
	和室		400円
虎姫時遊館	和室研修室	1時間	400円
	小研修室		200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。
- 4 展示会場として3日以上連続して使用する場合は3日目以後の使用料は、この表に定める使用料の5割に相当する額とする。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(高山キャンプ場条例の一部改正)

第7条 高山キャンプ場条例(平成18年長浜市条例第145号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

310円
410円
1,100円
2,090円
410円 (ただし、金額が2,090円を超える場合は2,090円とする。)
5,170円
1,030円 (ただし、金額が5,170円を超える場合は5,170円とする。)
27,280円 (8人まで)
13,640円 (4人まで)
1,760円

」

を

「

550円
440円
1,430円
2,750円
440円 (ただし、金額が2,750円を超える場合は2,750円とする。)
6,600円
1,320円 (ただし、金額が6,600円を超える場合は6,600円とする。)
30,800円 (8人まで)
15,400円 (4人まで)
2,310円

」

に改める。

(長浜市都市公園条例の一部改正)

第8条 長浜市都市公園条例(平成18年長浜市条例第162号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

930円
470円
470円
1,850円
9,270円
470円
370,740円

」

を

「

1,200円
600円
600円
2,400円
12,000円
600円
482,000円

」

に改める。

(長浜市民交流センター条例の一部改正)

第9条 長浜市民交流センター条例(平成18年長浜市条例第190号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

区分	単位	使用料
会議室	1時間	300円
集会室A		300円
集会室B		300円
創作室		200円
ゲートボール場		200円
研修室		300円
相談室		200円
和室A		100円
和室B		100円
茶室		200円

料理実習室		400円
講習室		200円
軽運動室		600円
ふれあいホール		900円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 第5条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合は、この表において定める使用料の倍額とする。
- 4 展示会場として3日以上連続して使用する場合の3日目以後の使用料は、その使用料の5割に相当する額とする。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

（長浜市市民文化ホール条例の一部改正）

第10条 長浜市市民文化ホール条例（平成18年長浜市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

1 浅井文化ホール施設使用料

区分			単位	使用料
ホール	入場料又はこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合及び入場料等の最高額が2,000円以下の場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあっては、その所在地）を有するものが使用する場合（以下「市内」という。）	平日	4,400円
			休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）	4,800円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあっては、その所在地）を有するものが使用する場合（以下「市外」という。）	平日	8,800円
			休日等	9,600円

	入場料等の最高額が2,001円以上の場合	市内	平日		8,800円
			休日等		9,600円
		市外	平日		17,600円
			休日等		19,200円
	長浜市、長浜市の行政委員会及び指定管理者が主催し、又は共催する事業に使用する場合（以下「長浜市等が使用する場合」という。）並びに長浜市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）が乳幼児、児童又は生徒を対象に使用する場合（以下「保育所等が使用する場合」という。）		平日	2,200円	
		休日等			
小ホール	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	1,200円	
		市外		2,400円	
	入場料等を徴収する場合	市内		2,400円	
		市外		4,800円	
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			600円	
調理実習室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	400円	
		市外		800円	
	入場料等を徴収する場合	市内		800円	
		市外		1,600円	
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			200円	
美術室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	400円	

	合	市外		800円
	入場料等を徴収する場合	市内		800円
		市外		1,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			200円
ホワイエ・ギャラリー	展示会、即売会その他営利を目的とする使用の場合		1時間	4,800円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等の最高額が2,001円以上の場合又は入場料等を徴収する場合とみなす。
- 5 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2 びわ文化学習センター施設使用料

区分				単位	使用料
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が2,000円以下の場合	市内	平日	1時間	3,000円
			休日等		3,400円
		市外	平日		6,000円
			休日等		6,800円
	入場料等の最高額が2,001円以上の場合	市内	平日		6,000円
			休日等		6,800円
		市外	平日		12,000円

			休日等		13,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合		平日		1,500円
			休日等		1,700円
視聴覚室	入場料等を徴収しない場合	市内		1時間	300円
		市外			600円
	入場料等を徴収する場合	市内			600円
		市外			1,200円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合				150円
サークル活動室（1室）	入場料等を徴収しない場合	市内		1時間	300円
		市外			600円
	入場料等を徴収する場合	市内			600円
		市外			1,200円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合				150円
会議室	入場料等を徴収しない場合	市内		1時間	300円
		市外			600円
	入場料等を徴収する場合	市内			600円
		市外			1,200円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合				150円
リハーサル室	入場料等を徴収しない場合	市内		1時間	600円
		市外			1,200円
	入場料等を徴収する場合	市内			1,200円

		市外		2,400円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			300円
ホワイエ・ガレリア	展示会、即売会その他営利を目的とする使用の場合		1時間	3,400円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等の最高額が2,001円以上の場合又は入場料等を徴収する場合とみなす。
- 5 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3 長浜文化芸術会館施設使用料

区分				単位	使用料	
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が2,000円以下の場合	市内	平日	1時間	4,400円	
			休日等		4,800円	
		市外	平日		8,800円	
			休日等		9,600円	
	入場料等の最高額が2,001円以上の場合	市内	平日		8,800円	
			休日等		9,600円	
		市外	平日		17,600円	
			休日等		19,200円	
	長浜市等が使用する場合及び保				平日	2,200円

	育所等が使用する場合	休日等		2,400円
和室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	400円
		市外		800円
	入場料等を徴収する場合	市内		800円
		市外		1,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			
練習室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	600円
		市外		1,200円
	入場料等を徴収する場合	市内		1,200円
		市外		2,400円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			
第1展示室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	800円
		市外		1,600円
	入場料等を徴収する場合	市内		1,600円
		市外		3,200円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			
第2展示室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	2,600円
		市外		5,200円
	入場料等を徴収する場合	市内		5,200円
		市外		10,400円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			

	用する場合			
展示ロビー	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	400円
		市外		800円
	入場料等を徴収する場合	市内		800円
		市外		1,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			
学習・集会室1	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	800円
		市外		1,600円
	入場料等を徴収する場合	市内		1,600円
		市外		3,200円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			
学習・集会室2	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	400円
		市外		800円
	入場料等を徴収する場合	市内		800円
		市外		1,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			
ホワイエ・エントランス	展示会、即売会その他営利を目的とする使用の場合		1時間	4,800円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額

とする。

- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 第1展示室、第2展示室又は展示ロビーを6日以上連続して使用する場合は6日目以後の使用料は、その使用料の5割に相当する額とする。ただし、入場料等を徴収する場合は、この限りでない。
- 5 学習・集会室1又は学習・集会室2を個人が使用する場合は、占用使用がない場合に限り午前8時30分から午後5時まで無料で使用することができる。
- 6 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等の最高額が2,001円以上の場合又は入場料等を徴収する場合とみなす。
- 7 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 8 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

4 虎姫文化ホール施設使用料

区分				単位	使用料
ホール	入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が2,000円以下の場合	市内	平日	1時間	3,000円
			休日等		3,400円
		市外	平日		6,000円
			休日等		6,800円
	入場料等の最高額が2,001円以上の場合	市内	平日		6,000円
			休日等		6,800円
		市外	平日		12,000円
			休日等		13,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合		平日		1,500円
			休日等		1,700円
ロビー	展示会、即売会その他営利を目的とする使用の場合		1時間	3,400円	

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額

とする。

- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等の最高額が2,001円以上の場合とみなす。
- 5 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

5 湖北文化ホール施設使用料

区分				単位	使用料
ホール	入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が2,000円以下の場合	市内	平日	1時間	1,800円
			休日等		2,200円
		市外	平日		3,600円
			休日等		4,400円
	入場料等の最高額が2,001円以上の場合	市内	平日		3,600円
			休日等		4,400円
		市外	平日		7,200円
			休日等		8,800円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合	平日			900円
		休日等			1,100円
ロビー	展示会、即売会その他営利を目的とする使用の場合			1時間	2,200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等の最高額が2,001円以上の場合とみなす。
- 5 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

6 木之本スティックホール施設使用料

区分				単位	使用料
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が2,000円以下の場合	市内	平日	1時間	3,000円
			休日等		3,400円
		市外	平日		6,000円
			休日等		6,800円
	入場料等の最高額が2,001円以上の場合	市内	平日		6,000円
			休日等		6,800円
		市外	平日		12,000円
			休日等		13,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合	平日	1,500円		
		休日等	1,700円		
多目的室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	600円	
		市外		1,200円	
	入場料等を徴収する場合	市内		1,200円	
		市外		2,400円	
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			300円	
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	400円	
		市外		800円	
	入場料等を徴収する場合	市内		800円	
		市外		1,600円	
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			200円	

	用する場合			
会議室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	400円
		市外		800円
	入場料等を徴収する場合	市内		800円
		市外		1,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			
和室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	400円
		市外		800円
	入場料等を徴収する場合	市内		800円
		市外		1,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			
研修室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	400円
		市外		800円
	入場料等を徴収する場合	市内		800円
		市外		1,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			
調理実習室	入場料等を徴収しない場合	市内	1時間	400円
		市外		800円
	入場料等を徴収する場合	市内		800円
		市外		1,600円
	長浜市等が使用する場合及び保育所等が使用する場合			

	用する場合		
ロビー	展示会、即売会その他営利を目的とする使用の場合	1 時間	3, 4 0 0 円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等の最高額が2, 0 0 1 円以上の場合又は入場料等を徴収する場合とみなす。
- 5 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市長浜城歴史博物館条例の一部改正)

第11条 長浜市長浜城歴史博物館条例(平成18年長浜市条例第196号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「410円」を「500円」に、「330円」を「400円」に改める。

別表第2中「100円」を「120円」に、「2, 040円」を「2, 500円」に、「1, 020円」を「1, 250円」に、「3, 300円」を「4, 000円」に改める。

別表第3中「410円」を「500円」に、「510円」を「620円」に改める。

(長浜市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第12条 長浜市歴史民俗資料館条例(平成18年長浜市条例第197号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「300円」を「350円」に、「250円」を「300円」に改める。

(長浜市郷土資料館条例の一部改正)

第13条 長浜市郷土資料館条例(平成18年長浜市条例第199号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「300円」を「350円」に、「250円」を「300円」に、「510円」を「600円」に、「1, 020円」を「1, 200円」に改める。

(長浜市民スポーツ施設条例の一部改正)

第14条 長浜市民スポーツ施設条例(平成18年長浜市条例第204号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第9条関係)

1 長浜市多目的競技場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料	
市民競技場	入場料又はこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	1 時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあっては、その所在地をいう。以下同じ。）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1,500円
			長浜市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校（以下「保育所等」という。）が乳幼児、児童又は生徒（以下「乳幼児等」という。）を対象に使用する場合	800円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	800円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	2,300円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	3,000円
	入場料等を徴収する場合	15,000円		
	長浜市、長浜市の行政委員会（以下「長浜市等」という。）及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	800円		
ゲートボール場	入場料等を徴収しない場合	1 時間	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	300円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	200円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	200円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	600円
			長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	200円
ソフトボール場	入場料等を徴収しない場合	1 時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポー	500円

		ツに使用する場合		
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する 場合		300円
		長浜市内のスポーツ少年 団が少年団員を対象に使用 する場合		300円
		長浜市内に住所を有する ものがアマチュアスポー ツ以外の催物に使用する 場合		800円
		長浜市外に住所を有する ものが使用する場合		1,000円
	入場料等を徴収する場合	1,000円		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催 する事業に使用する場合			300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 市民競技場及びゲートボール場の個人使用は、無料とする。
- 3 準備又は後始末のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 4 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 5 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 6 照明設備以外の附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 7 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
市民競技場	1時間	5,400円
ソフトボール場		2,000円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2 虎姫運動広場運動場

(1) 施設使用料

区分	単位	使用料		
入場料等を徴収しない 場合	1時間	500円		
長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する 場合		300円		
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に		

	使用する場合		
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		800円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
入場料等を徴収する場合			1,000円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	3,600円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3 山本山運動広場運動場

区分		単位	使用料	
運動場全面	入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1,000円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	500円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	500円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1,500円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	2,000円

	入場料等を徴収する場合		2,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		500円
運動場半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		800円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

4 高月運動広場運動場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		800円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
入場料等を徴収する場合			1,000円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	3,600円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

5 西浅井運動広場運動場

(1) 施設使用料

区分	単位	使用料	
入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	500円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	300円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	300円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	800円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合	1,000円
入場料等を徴収する場合		1,000円	
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円	

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	3,600円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

6 長浜球場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	1, 000 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		500 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		500 円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1, 500 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		2, 000 円
入場料等を徴収する場合			2, 000 円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			500 円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1 時間	3, 600 円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

7 長浜市民庭球場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
コート1面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1, 000 円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	500 円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象	500 円

		に使用する場合		
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		2,000円
	入場料等を徴収する場合			2,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			500円
練習コート	長浜市内に住所を有するものが使用する場合		1時間	300円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合			200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合			600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
コート1面	1時間	600円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

8 虎姫運動広場テニスコート

(1) 施設使用料

区分	単位	使用料	
コート1面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	100円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	100円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	100円

	長浜市外に住所を有するものが使用する場合	200円
	入場料等を徴収する場合	200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	600円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

9 高月運動広場テニスコート

(1) 施設使用料

区分	単位	使用料	
コート1面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	100円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	100円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	100円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合	200円
	入場料等を徴収する場合	200円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	100円	

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

る。

4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	600円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

10 西浅井運動広場テニスコート

(1) 施設使用料

区分			単位	使用料
コート1面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	100円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		200円
	入場料等を徴収する場合			200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	600円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

11 西浅井運動広場グラウンドゴルフ場

区分	単位	使用料
長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する		100円

る場合		
長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

12 あじさいホール

区分	単位	使用料
長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	600円
長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,200円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

13 余呉屋内グラウンド

区分	単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合 600円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合 300円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合 300円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合 900円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合 1,200円
入場料等を徴収する場合		1,200円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使		300円

用する場合		
-------	--	--

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

1 4 西浅井いきいきホール

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	600円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		900円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,200円
入場料等を徴収する場合			1,200円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

1 5 長浜市民プール

区分	単位	使用料
大人	1人1回	800円
大人（長浜市外に住所を有するもの）		1,000円
中学生以下		400円
3歳未満の乳幼児		無料

備考

- 1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するときは、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

16 長浜市民体育館

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	1 時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1,800円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	900円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	900円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	2,700円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	3,600円
	入場料等を徴収する場合	18,000円		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	900円		
アリーナ半 面	1 時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	900円	
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	500円	
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	500円	
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1,400円	
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合	1,800円	
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	500円	
トレーニン グ室	1 時間	長浜市内に住所を有するものが使用する場 合	400円	
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に	200円	

	使用する場合		
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		800円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
卓球場	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
柔道、剣道場	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
多目的室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
会議室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円

	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 準備又は後始末のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 4 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 5 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
全館	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

17 浅井体育館

(1) 貸切り使用料

区分	単位	使用料	
アリーナ全面	1時間	入場料等を徴収しない場合 長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1,200円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	600円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	600円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアス	1,800円

		ポーツ以外の催物に使用する場合		
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		2,400円
	入場料等を徴収する場合			2,400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			600円
アリーナ半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		1時間	600円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合			300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			300円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合			900円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合			1,200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

18 虎姫運動広場体育館

(1) 貸切り使用料

区分	単位	使用料
アリーナ全面	1時間	900円

	ポーツに使用する場合		
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		500円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		500円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,400円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,800円
	入場料等を徴収する場合		1,800円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		500円
アリーナ半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		800円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

アリーナ	1人1回	100円
------	------	------

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

19 山本山運動広場体育館

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	900円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	500円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	500円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1,400円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	1,800円
	入場料等を徴収する場合		1,800円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		500円	
アリーナ半 面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	500円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	300円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	300円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	800円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	1,000円
			長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	300円
フィットネ スルーム	長浜市内に住所を有するものが使用する場 合	1時間	300円	

	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
和室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円
研修室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

アリーナ	1人1回	1000円
------	------	-------

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

20 湖北体育館

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1,200円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	600円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	600円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1,800円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		2,400円	
	入場料等を徴収する場合		2,400円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		600円	
アリーナ半 面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	600円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	300円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	300円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	900円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	1,200円
			長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	300円
卓球場	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	300円	

	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
会議室1階	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円
会議室2階	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

アリーナ	1人1回	1000円
------	------	-------

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2.1 高月運動広場体育館

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1,200円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	600円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	600円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1,800円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	2,400円
	入場料等を徴収する場合		2,400円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		600円	
アリーナ半 面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	600円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	300円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	300円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	900円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	1,200円
			長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	300円
柔道室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	300円	

	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
卓球室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	300円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2.2 西浅井運動広場体育館

(1) 貸切り使用料

区分	単位	使用料
アリーナ全面	1時間	1,200円
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	

		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		600円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		600円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,800円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		2,400円
		入場料等を徴収する場合		2,400円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		600円
アリーナ半面		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	600円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		900円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,200円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
ビジタールーム		長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	300円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		600円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
多目的ホール		長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円

	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
全館	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2.3 長浜市民弓道場

(1) 個人使用料

使用区分	単位	使用料
午前9時から正午まで	1人当たり	300円
正午から午後5時まで		400円
午後5時から午後9時まで		500円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 貸切り使用料

使用区分	使用料
午前9時から正午まで	3,000円
正午から午後5時まで	4,000円
午後5時から午後9時まで	5,000円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2.4 長浜市武徳殿

区分	単位	使用料	
柔道場	長浜市内に住所を有するものが使用する場	1時間	200円

	合		
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円
剣道場	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2.5 長浜屋外運動場照明施設（西中）

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	2,000円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2.6 びわ屋外運動場照明施設（びわ南小）

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	2,000円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合

は切り上げるものとする。

2 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2.7 浅井ふれあいグラウンド

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	2,500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		1,300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		1,300円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		3,800円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		5,000円
入場料等を徴収する場合			25,000円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			1,300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 準備又は後始末のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 4 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 5 照明設備以外の附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	5,400円
2/3照明		3,600円
1/3照明		1,800円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(3) 個人使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

大人	1人1回	300円
高校生以下		200円

備考

- 1 個人使用の場合は、昼間のみとし、陸上競技及び球技に限る。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

28 浅井球場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	2,400円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		1,200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		1,200円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		3,600円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		4,800円
入場料等を徴収する場合			4,800円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			1,200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 照明設備以外の附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	3,600円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

29 浅井文化スポーツ公園テニスコート

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
コート1面	入場料等を徴収しない場合	1時間	800円
	長浜市内に住所を有するものが使用する場合		

	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		400円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		400円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,600円
	入場料等を徴収する場合		1,600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		400円
練習コート	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
コート1面	1時間	600円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

30 長浜市浅井B&G海洋センタープール

区分	単位	使用料	
		昼間	夜間
大人	1人1回	400円	400円
大人（長浜市外に住所を有するもの）		600円	600円
中学生以下		200円	200円

3歳未満の乳幼児		無料	無料
----------	--	----	----

備考

- 1 昼間とは午前9時から午後6時まで、夜間とは午後6時から午後9時までとする。
 - 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するときは、当該使用料の5割に相当する額とする。
 - 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- 3.1 長浜市浅井B&G海洋センター体育館

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	900円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	500円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	500円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1,400円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	1,800円
	入場料等を徴収する場合		1,800円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		500円	
アリーナ半 面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	500円	
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円	
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		800円	
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催		300円	

	する事業に使用する場合		
トレーニンググループ	長浜市内に住所を有するものが使用する場 合	1 時間	6 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に 使用する場 合		3 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を 対象に使用する場 合		3 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する 場 合		1, 2 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催 する事業に使用する場 合		3 0 0 円
ミーティンググループ	長浜市内に住所を有するものが使用する場 合	1 時間	2 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に 使用する場 合		1 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を 対象に使用する場 合		1 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する 場 合		4 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催 する事業に使用する場 合		1 0 0 円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
 - 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- 3.2 野外ステージ

区分	単位	使用料
入場料等を	長浜市内に住所を有するものが使用する場 1時間	800円

徴収しない場合	合		
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		400円
長浜市外に住所を有するものが使用する場合	1,600円		
入場料等を徴収する場合	1,600円		
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			400円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3.3 木之本グラウンド

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		800円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
入場料等を徴収する場合	1,000円		
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯施設、照明設備以外の附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。

5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	3,600円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

34 長浜伊香ツインアリーナ

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナA 全面	入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	2,500円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	1,300円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	1,300円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	3,800円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	5,000円
	入場料等を徴収する場合		25,000円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		1,300円	
アリーナA 半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1,300円
			長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合	700円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	700円
			長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	2,000円
			長浜市外に住所を有するものが使用する場合	2,600円
			長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	700円
アリーナB	入場料等を徴収	1時間	長浜市内に住所を有す	1,500円

全面	しない場合	るものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		800円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		800円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		2,300円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		3,000円
	入場料等を徴収する場合	15,000円		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	800円		
アリーナ B 半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	800円	
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		400円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		400円	
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,200円	
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,600円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		400円	
多目的室 A	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	300円	
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円	
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		600円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円	

多目的室B	長浜市内に住所を有するものが使用する場 合	1 時間	3 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用 する場合		2 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対 象に使用する場 合		2 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場 合		6 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催す る事業に使用する場 合		2 0 0 円
会議室	長浜市内に住所を有するものが使用する場 合	1 時間	2 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用 する場合		1 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対 象に使用する場 合		1 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場 合		4 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催す る事業に使用する場 合		1 0 0 円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 全館を貸切の場合の1時間当たりの使用料は、アリーナA・B全面、多目的室A・B及び会議室の使用料にトレーニング室の使用料（1回分）を加えた額とする。
- 5 附帯施設、附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
トレーニング室	1 人 1 回	6 0 0 円
全館（トレーニング室以外）		1 0 0 円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市地域活性化施設条例の一部改正)

第15条 長浜市地域活性化施設条例(平成21年長浜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「昭和23年法律第174号」を「昭和23年法律第178号」に改める。

別表の1大見いこいの広場使用料の表及び2ウッディパル余呉使用料の表を次のように改める。

1 大見いこいの広場使用料

施設	利用区分		単位	使用料
コテージ	洋室	宿泊	1室1泊	13,000円
		宿泊以外	1室2時間	6,500円
	和室	宿泊	1室1泊	13,000円
		宿泊以外	1室2時間	6,500円
ヴィラ	宿泊		1室1泊	33,000円
	宿泊以外		1室2時間	16,500円
テニスコート			1面1時間	1,100円
バーベキューテラス			1コーナー 2時間	3,300円
オートキャンプ場	宿泊		1区画1泊	13,000円
屋内グラウンド			1時間	700円
センターハウス内休憩室(和室)			1時間	520円
キャンプ場	テント1張り		1日	1,400円
野外ステージ			2時間	1,100円
シャワールーム			1時間	300円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2 ウッディパル余呉使用料

(1) スポーツ・レクリエーション施設使用料

施設	利用区分	単位	使用料
----	------	----	-----

パットゴルフ場	個人	1回18ホール	1,870円
	団体		1,430円
フィールドアスレチック	個人	1人1回	990円
	団体		770円
多目的遊技場（全面）照明なし		1時間	440円
多目的遊技場（全面）照明使用		1時間	2,200円

備考

1 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2 団体とは、20人以上をいう。

(2) 宿泊研修館使用料

施設	単位	使用料
大研修室	1時間	3,740円
小研修室		990円
会議室		990円
談話室		990円
和室		990円
調理実習室		3,740円
浴室	1人1回	660円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(3) コテージ使用料

施設	利用区分		単位	使用料
コテージ	大（バス付）	宿泊	1棟1泊	59,400円
		宿泊以外	1棟1時間	3,740円
	小（バス付）	宿泊	1棟1泊	29,700円
		宿泊以外	1棟1時間	3,740円

テニスコート		1面1時間	1,870円
テント サイト	テント1張り	1日	7,480円
浴室・シャワールーム		1人1回	660円
木工施設		1人1回	1,210円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(湖北野鳥センター条例の一部改正)

第16条 湖北野鳥センター条例（平成21年長浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「300円」に、「160円」を「240円」に改める。

(湖北みずどりステーション条例の一部改正)

第17条 湖北みずどりステーション条例（平成21年長浜市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表交流室の項を削る。

(妙理の里条例の一部改正)

第18条 妙理の里条例（平成21年長浜市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	単位	使用料
釣堀	1人1時間	1,540円
バーベキューハウス		660円

備考

1 義務教育就学前の者は、無料とする。

2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市市民まちづくりセンター条例の一部改正)

第19条 長浜市市民まちづくりセンター条例（平成28年長浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

名称	区分	使用料
		(1時間当たり)
長浜まちづくりセンター	多目的ホールA	500円

	多目的ホールB	500円
	会議室1A	200円
	会議室1B	400円
	会議室1C	400円
	会議室2A	200円
	会議室2B	200円
	会議室2C	200円
	和室	400円
	工作室	400円
	音楽室	300円
	音楽演劇活動室	400円
	調理室	500円
	神照まちづくりセンター	多目的ホール（全面）
多目的ホール（半面）		500円
小会議室		200円
中会議室		200円
会議室A		400円
会議室B		400円
芸能室		400円
相談室		200円
和室		200円
調理室		500円
工作室		400円
南郷里まちづくりセンター		多目的ホール（全面）
	多目的ホール（半面）	500円
	会議室A	400円

	会議室 B	200円
	学習室 1	200円
	学習室 2	200円
	相談室	200円
	和室	200円
	調理室	500円
	工作室	400円
北郷里まちづくりセンター	多目的ホール A	500円
	多目的ホール B	400円
	会議室 A	400円
	会議室 B	200円
	音楽室	200円
	相談室	200円
	調理室	500円
	工作室	400円
	和室	200円
西黒田まちづくりセンター	ホール	700円
	会議室 (全面)	400円
	会議室 (半面)	200円
	研修室	200円
	和室	200円
	調理室	500円
	工作室	200円
神田まちづくりセンター	多目的ホール	900円
	会議室 1	200円
	会議室 2	400円

	和室	200円
	調理実習室	500円
	多目的ルーム	200円
六荘まちづくりセンター	多目的ホール	900円
	会議室A	200円
	会議室B	200円
	学習室	200円
	和室大	500円
	和室中	400円
	和室小	200円
	茶室	200円
	調理実習室	500円
	工作室	200円
湯田まちづくりセンター	集会室	500円
	会議室1階	200円
	会議室2階	400円
	大和室	400円
	小和室	200円
	中和室	200円
	調理実習室	500円
田根まちづくりセンター	ホール	400円
	研修室	200円
	作法室	200円
	会議室	200円
	調理室	300円
	多目的研修室	400円

	トレーニングルーム	400円
下草野まちづくりセンター	会議室（全面）	400円
	会議室（半面）	200円
	集会室	400円
	研修室	200円
	和室	200円
	厨房兼食堂	300円
七尾まちづくりセンター	創作活動ルーム	200円
	研修室	400円
	セミナールーム	500円
	和室	400円
	食彩実習室	500円
上草野まちづくりセンター	体育室	500円
	会議室1	400円
	会議室2	200円
	和室	200円
	集会室	400円
	茶室	200円
	調理室	300円
びわまちづくりセンター	多目的ホール	550円
	会議室1	200円
	会議室2	400円
	研修室（全面）	500円
	研修室（半面）	400円
	和室1	200円
	和室2	200円

	和室 2 階 (全面)	4 0 0 円
	和室 2 階 (半面)	2 0 0 円
	調理実習室	3 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	サロン室	4 0 0 円
虎姫まちづくりセンター	多目的ホール	7 0 0 円
	大会議室	4 0 0 円
	小会議室 1	2 0 0 円
	小会議室 2	2 0 0 円
	中会議室 1	2 0 0 円
	中会議室 2	2 0 0 円
	和室	2 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	芸能室	2 0 0 円
	調理室	5 0 0 円
湖北まちづくりセンター	小会議室	4 0 0 円
	クラブボックス 1	2 0 0 円
	クラブボックス 2	2 0 0 円
	クラブボックス 3	2 0 0 円
	和室	4 0 0 円
	厨房	5 0 0 円
	工房	4 0 0 円
	楽房	5 0 0 円
高月まちづくりセンター	多目的ホール	1, 0 0 0 円
	研修室 1	5 0 0 円
	研修室 2	4 0 0 円

	研修室 3	200円
	芸能室	400円
	和室 1	200円
	和室 2	200円
	会議室 1	200円
	会議室 2	200円
	調理実習室	500円
	工作室	400円
	実習室	200円
木之本まちづくりセンター	集会室	500円
	ミーティング室	200円
	消費生活実習室	400円
	第1研修室	400円
	第2研修室	400円
	和室	400円
	伝統文化芸能保存活動センター	400円
余呉まちづくりセンター	多目的ホール	500円
	小会議室	200円
	中会議室	200円
	大会議室	200円
	和室	200円
	工作室	400円
	ミーティング室	200円
	調理室	300円
西浅井まちづくりセンター	大ホール	1,000円
	小ホール	400円

	視聴覚室	400円
	研修室A	400円
	研修室B	400円
	会議室1	200円
	会議室2	200円
	多目的集会室（全面）	500円
	多目的集会室（半面）	400円
	和室	400円
	調理実習室	500円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 第5条に規定する開館時間以外の使用の場合は、この表に定める使用料の5割増しに相当する額とする。
- 3 長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。
- 4 展示会場として3日以上連続して使用する場合は、この表に定める使用料の5割に相当する額とする。
- 5 営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

（長浜市地域福祉センター条例の一部改正）

第20条 長浜市地域福祉センター条例（平成30年長浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「200円」に改める。

（長浜市ながはま文化福祉プラザ条例の一部改正）

第21条 長浜市ながはま文化福祉プラザ条例（令和元年長浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「あたり20円」を「あたり40円」に改める。

（史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例の一部改正）

第22条 史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例（令和3年長浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「300円」を「350円」に、「250円」を「300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

長浜市手数料条例の一部改正について

長浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市手数料条例の一部を改正する条例

長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表4の項から8の項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表9の項から11の項までの規定中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表12の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。

長浜市国民健康保険条例の一部改正について

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第41条中「第9条第1項若しくは第9項」を「第9条第1項若しくは第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を「又は虚偽の届出をした者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第37条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

工事請負契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 契約の目的 市民庭球場再整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 279,803,524円
- 4 契約の相手方 明豊・太北特定建設工事共同企業体
（代表者）長浜市加納町394番地
株式会社明豊建設
代表取締役 山田 浩之

財産の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第3条の規定に基づき、次の財産を取得することにつき、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 契約の目的 除雪ドーザの購入
- 2 財産の種類及び数量 除雪ドーザ 1台
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 18,995,000円
- 5 契約の相手方 長浜市高月町柏原20番地
中谷自動車工業株式会社
代表取締役 中谷 壽雄

市道の路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び同法第8条第2項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を廃止及び認定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 廃止

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
32017	南浜東西 1号線	長浜市南浜町 字後川92番地先	長浜市南浜町 字上操舟1367番2地先	

2 認定

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
32017	南浜東西 1号線	長浜市南浜町 字後川92番地先	長浜市南浜町 字宮ノ前1470番3地先	
14317	南田附西 環状3号線	長浜市南田附町 字別府田260番4地先	長浜市南田附町 字別府田262番3地先	
14318	南田附西 東西3号線	長浜市南田附町 字別府南畑250番3地先	長浜市宮司町 字荒畑209番地先	
14319	平方 環状2号線	長浜市平方町 字南明光寺423番1地先	長浜市平方町 字三枚越407番14地先	
14320	田村 東西5号線	長浜市田村町 字源十郎1583番3地先	長浜市田村町 字源十郎1583番16地先	
14321	北新 環状2号線	長浜市神照町 字下萩原860番8地先	長浜市神照町 字下萩原860番2地先	
14322	北新東西 22号線	長浜市神照町 字下萩原860番9地先	長浜市神照町 字下萩原860番13地先	
14323	祇園環状 10号線	長浜市祇園町 字中久保534番50地先	長浜市祇園町 字中久保534番61地先	

14324	祇園東西 1 4 号線	長浜市祇園町 字中久保 534 番 37 地先	長浜市祇園町 字中久保 534 番 39 地先	
14325	祇園東西 1 5 号線	長浜市祇園町 字中久保 534 番 48 地先	長浜市祇園町 字中久保 534 番 50 地先	

上草野財産区管理会の委員の選任について

上草野財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 市川 純三

上草野財産区管理会の委員の選任について

上草野財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 宮元 重則

上草野財産区管理会の委員の選任について

上草野財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 押谷 峰雄

上草野財産区管理会の委員の選任について

上草野財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 草野 耕治

上草野財産区管理会の委員の選任について

上草野財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 奥長 清行

上草野財産区管理会の委員の選任について

上草野財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 西河 洋一

上草野財産区管理会の委員の選任について

上草野財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 萩原 直繁

上草野財産区管理会の委員の選任について

議案121号	氏名 市川 純三 (いちかわ じゅんぞう) 住所 生年月日 新再任別 新任 現在 経歴等
議案122号	氏名 宮元 重則 (みやもと しげのり) 住所 生年月日 新再任別 新任 現在 経歴等
議案123号	氏名 押谷 峰雄 (おしたに みねお) 住所 生年月日 新再任別 新任 現在 経歴等
議案124号	氏名 草野 耕治 (くさの こうじ) 住所 生年月日 新再任別 新任 現在
議案125号	氏名 奥長 清行 (おくなが きよゆき) 住所 生年月日 新再任別 新任 現在 経歴等
議案126号	氏名 西河 洋一 (にしかわ よういち) 住所 生年月日 新再任別 新任 現在 経歴等
議案127号	氏名 萩原 直繁 (はぎはら なおしげ) 住所 生年月日 新再任別 新任 現在 経歴等

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 中野 祥子

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 高田 秀博

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 田中 康之

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 大依 久人

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 伏木 正和

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 山崎 義久

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 伏木 怜子

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 横田 圭司

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 芳井 悦雄

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 磯井 義人

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 西川 雅徳

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和6年8月30日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 長谷川 則子

人権擁護委員の推薦について

諮問第1号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	中野 祥子 (なかの しょうこ) 再任
諮問第2号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	高田 秀博 (たかた ひでひろ) 再任
諮問第3号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	田中 康之 (たなか やすゆき) 再任
諮問第4号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	大依 久人 (おおより ひさと) 新任
諮問第5号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	伏木 正和 (ふしき まさかず) 再任
諮問第6号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	山崎 義久 (やまさき よしひさ) 再任

諮問第7号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	伏木 怜子 (ふしき れいこ) 再任
諮問第8号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	横田 圭司 (よこた けいし) 再任
諮問第9号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	芳井 悦雄 (よしい えつお) 再任
諮問第10号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	磯井 義人 (いそい よしと) 再任
諮問第11号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	西川 雅徳 (にしかわ まさのり) 新任
諮問第12号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	長谷川 則子 (はせがわ のりこ) 再任